

広島市告示第134号  
令和8年3月31日

共同浄化槽の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第43条の2第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日  
令和8年4月1日

- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
佐伯区湯来町大字伏谷の一部	伏谷共同浄化槽